

答弁書第一九五号

内閣参質一八〇第一九五号

平成二十四年七月二十七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員丸山和也君提出証券大手のインサイダー取引に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員丸山和也君提出証券大手のインサイダー取引に関する質問に対する答弁書

一について

個別の金融商品取引業者に対する行政上の対応について、言及をすることは差し控えたい。一般論としては、仮に、金融商品取引業者の業務運営等に問題が認められる場合には、監督上の措置を検討することとなる。

二及び三について

いわゆるインサイダー取引を行った者に対する課徴金の実効性については、個々の違反する売買等の態様により計算方法が異なること等から、一概には申し上げられない。

近時のインサイダー取引規制の違反事案を踏まえ、本年七月四日、内閣府特命担当大臣（金融）より金融審議会に対し、課徴金の計算方法、情報伝達行為への対応等、インサイダー取引規制の見直しを検討することについて諮問したところである。今後、同審議会において調査審議が行われる予定であるが、政府としては、その結果等を踏まえた上で、必要な対策を検討してまいりたい。

